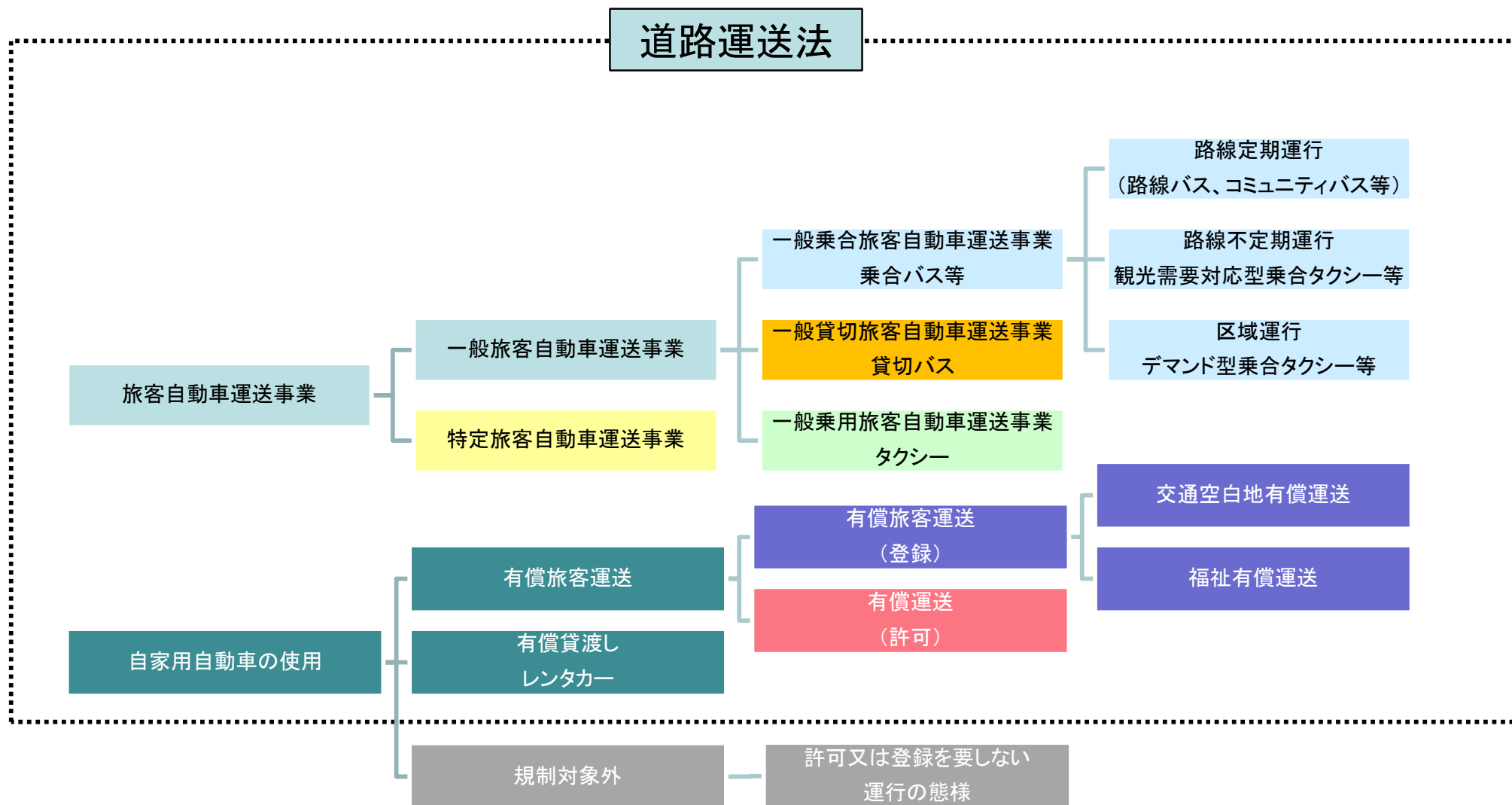


# 「移動支援サービスに関する制度概要等」

令和4年11月4日

中国運輸局 自動車交通部  
旅客第二課  
監理係長 小林



- 道路運送法第2条第3項

「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業

- 道路運送法第3条

旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるもの

- 一般乗合旅客自動車運送事業
- 一般貸切旅客自動車運送事業
- 一般乗用旅客自動車運送事業
- 特定旅客自動車運送事業

## 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス)

■乗合旅客を運ぶ事業(路線バス)

<運行の種類>

○路線定期運行

路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー

○路線不定期運行

コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通

○区域運行

コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通

## 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)

■乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運ぶ事業(貸切バス)

## 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)

■乗車定員11人未満(=10人以下)の自動車を貸し切って旅客を運ぶ事業

<タクシー事業者の種類>

○法人タクシー

一般タクシー

ハイヤー(都市型ハイヤー、その他ハイヤー)

福祉タクシー(福祉輸送事業限定)

○個人タクシー(1人1車制)

## 特定旅客自動車運送事業

■特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運ぶ事業

○工場従業員の送迎バスなど

## 福祉タクシー(福祉輸送事業限定)とは

- 福祉タクシーとは、**福祉輸送事業に業務の範囲を限定**して許可を受けているタクシー事業者。
- 運送の引受けは営業所においてのみ**とし、以下のいずれかに該当する旅客(本人及び付添人)の運送しかできない。**単に“高齢者”ということでは利用できないことに注意!**
  - 介護保険法における要介護認定又は要支援認定を受けている人。
  - 身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付を受けている人。
  - 肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害、その他の障害を有する等により、**単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な人**。
  - 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者。(※いわゆる「民間救急車」のこと。)
- 営業区域は基本的に**営業所の所在する県一円**。
- 事業用自動車は**1両から可能**。  
(※一般の法人タクシーのような、営業区域ごとの最低車両数の規制はない。)
- セダン型の一般車両を使用することもできるが、乗務員は以下のいずれかの要件を満たす必要がある。
  - 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
  - 介護福祉士の資格を有していること。
  - 訪問介護員の資格を有していること。
  - 居宅介護従業者の資格を有していること。



## ● 道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

1. 災害のため緊急を要するとき
2. 市町村、NPOその他の者が、地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の旅客の運送(自家用有償旅客運送)を行うとき
3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき

# 自家用有償旅客運送(登録)

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

種類

## 住民等のための「自家用有償旅客運送」 (交通空白地有償運送)

実施団体数：  
市町村が運送主体 (468団体)  
NPO法人等が運送主体 (133団体)  
※全国1,724市町村の内522市町村で実施  
(令和2年3月31日時点)



## 身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 (福祉有償運送)

実施団体数：  
市町村が運送主体 (108団体)  
NPO法人等が運送主体 (2431団体)  
(令和2年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。  
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者（※）により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの協議  
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保（運行管理・整備管理の責任者を選任等）

有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）  
※事業者協力型自家用有償旅客運送は5年

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

登録等

運転者

- ・ 2種運転免許保有  
又は
- ・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講

旅客の範囲

## 交通空白地有償運送

- ・ 地域住民
- ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する

## 福祉有償運送

※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人

- ・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者

運送の対価

- ・ 実費の範囲内であると認められること
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること

登録手続き

①地域における関係者の協議



②道路運送法に基づく登録



## 背景

- 自家用有償旅客運送者は、乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)においては、道路交通法及び道路運送法に基づき、安全運転管理者及び運行管理の責任者の双方の選任が義務付けられている。
- 今般、道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなった。
- 安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則について所要の改正を行う。

## 改正の概要

- ① 自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ② 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
  - (ア) 運行に関する計画の作成
  - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
  - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
  - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③ 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

## スケジュール

公布: 令和4年9月7日

施行: 改正道交法の施行の日(令和4年10月1日)

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、③の規定は適用しない。(道路交通法施行規則において同様の改正を予定していることを踏まえたもの)

- 通学通園に係る自家用自動車の有償運送許可(通園バス等)
  - 幼稚園等が自ら保有する自動車で、その幼児等を自ら運送する場合又はその運行管理等を外部の事業者に委託して運送する場合であって、直接運送に係る費用(燃料費及び運行にかかる人件費)相当程度のものを実費として徴収
- 
- 訪問介護員等による有償運送許可(通称ぶら下がり)
  - 訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等がその使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する⑤事業を「旅客自動車運送事業」と規定。①～⑤の要件全てに該当する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。また、法第78条で、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないとしており、有償運送を行おうとする場合には、国土交通大臣の登録(又は許可)が必要とされています。

なお、旅客運送行為が許可等を必要とするかどうかについては、最終的には個別かつ総合的に判断されます。

- (1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「**好意に対する任意の謝礼**」と認められる場合
- (2) サービスの提供を受けた者からの給付が、**金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物**などによりなされる場合
- (3) ボランティア活動として行う運送において、**実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみ**を収受する場合
- (4) 市町村の**公共サービス**を受けた者が対価を負担しておらず、**反対給付が特定されない**場合

- 地域交通の確保・維持・発展について厚生労働省とも連携し今後とも取り組んでまいります。

問合せ先

中国運輸局旅客第一課

TEL (082) 228-3436

中国運輸局旅客第二課

TEL (082) 228-3450

広島運輸支局 輸送担当

TEL (082) 233-9167